

## 越前町議会・令和6年12月定例会一般質問【藤野菊信議員】

(令和6年12月4日 午前11時11分 開始)

- 8番(藤野菊信君) 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、一般質問をいたします。

北陸新幹線越前たけふ駅からの2次交通についてと人にやさしい越前町を、喫煙者にもやさしい越前町をめざしてについて質問いたします。

今年3月に北陸新幹線が敦賀まで開通したのに併せて、県の補助事業で丹南4市町へ越前たけふ駅から1,000円のタクシー代金で移動できる事業が始まりました。越前町の朝日・宮崎・織田地区へは1,000円で、越前地区へは5,000円で行くことができます。昨年の12月から今年10月までの利用状況、人数についてお尋ねします。

- 議長(佐々木一郎君) 産業理事。

- 産業理事(水島博之君) それでは、藤野議員のご質問にお答えいたします。

丹南地域定額タクシーは県の広域定額タクシー等運行支援事業を活用して、昨年12月23日より開始した事業で、鯖江市、越前市、南越前町、越前町の市町をまたぐ乗降スポット1区間の片道についてタクシー料金を補助するものです。これまでの利用人数は1区間1,000円の朝日・宮崎・織田地区までの利用が109件、197名、1区間5,000円の越前地区までの利用が54件、128名となっています。

- 議長(佐々木一郎君) 藤野菊信君。

- 8番(藤野菊信君) 越前町のどこを目的地としてタクシーに乗車したのか、お尋ねいたします。

- 議長(佐々木一郎君) 産業理事。

- 産業理事(水島博之君) 主な目的地を申し上げますと、朝日地区はプラントピアと泰澄の杜、宮崎地区は越前陶芸村と樹香苑、織田地区は劔神社、また越前地区は民宿、旅館となっています。

- 議長(佐々木一郎君) 藤野菊信君。

- 8番(藤野菊信君) タクシーで越前町に来たとして、帰りのタクシー料金はどのようになりますか、答弁をお願いいたします。

- 議長(佐々木一郎君) 産業理事。

- 産業理事(水島博之君) 朝日・宮崎・織田地区につきましては、帰りについても1区間1,000円でご利用ができますが、越前地区からの帰りの乗車については補助対象となっていないため、全額お客様の負担となります。これは、補助金を目的地となる市町が負担することとなっているため、越前地区からの乗車については他市町の負担が大きく、補助対象にできなかったことによるものです。

- 議長(佐々木一郎君) 藤野菊信君。

- 8番(藤野菊信君) それでは、町長に伺います。

越前たけふ駅から越前町の厨や米ノと南越前町の糠や甲楽城とでは距離的にはあまり変わりませんが、河野地区は1,000円で越前地区は5,000円です。というのはどうかという問合せが入ってきております。北陸新幹線が開通し、南越前町には、毎年億単位の固定資産税が入ると聞いています。越前町には悲しいことに線路が通っていません。5,000円を減額するかどうかという話合いも

持たれたとも聞いていますが、この県の補助事業が来年度も継続することができるのか。また、5,000円からの減額があるのかを町長のご所見を伺います。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

○町長（青柳良彦君） それでは、藤野議員のご質問にお答えいたします。

お客様の負担金額につきましては各市町で設定を行っており、当町においては越前たけふ駅やハピライン駅などから越前町までのタクシー料金が朝日・宮崎・織田地区までは平均約6,000円であるのに対して、越前地区までは平均約1万円であることから、お客様への負担補助額を同程度とするため、越前地区へのご利用は5,000円とさせていただいています。

また、当事業は、丹南市町の共同で実施する実証事業であり、令和5年度から令和7年度までの3年間の継続事業となっていますので、来年度においても継続を予定しています。

次に、越前地区までの負担金額につきましては、これまでも協議してまいりましたが、先ほども申し上げたとおり、当事業は丹南4市町の共同事業であるため、負担金額の減額は他市町の理解を得られない場合、さらに町の財政負担が大きくなることから減額には至っておりません。町としましては、新幹線開業後初のかにシーズンを迎えた今後の利用状況と、今定例会において提案いたしております、県外からマイカーで来られた宿泊客を対象とする、ガソリン等給付券交付事業の効果を踏まえた上で、再度検討したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 藤野菊信君。

○8番（藤野菊信君） 答弁ありがとうございます。

答弁はいたしませんので、私からの要望だけを申し上げます。

越前がに漁が解禁となり、このところ民宿旅館には関東方面からのお客様が多くなっているという喜ばしい声もお聞きしています。まだまだ増える可能性を秘めた関東方面からのお客様を越前町に引き込む手段として、2次交通は大切、重要な鍵であることは言うまでもありません。かがやきの停車が少ない越前たけふ駅は非常に不利であることはこの半年で分かってきましたが、それでもお客様は越前がにを求めて様々な交通手段を駆使し、越前町に来ていただいています。そのような中で、一番近い新幹線駅からのタクシー料金の補助は、少しでも越前町に来やすくするため、そして旅先に選んでいただけるきっかけにもなると思いますので、来年度が県の補助事業の最終年度とのことでありますが、ぜひとも前向きにご検討をお願いいたします。

そして、今ほど、町長からはこの定例会に提案されたガソリン代の補助事業のことをおっしゃいました。新聞でも拝見いたしました。マイカー観光が大半を占める越前町としては、県外からのマイカー観光客が福井県まで来たら、もう少し足を延ばして、越前町にお泊りいただくという効果を期待するものだと理解しています。これまでにない、新しい発想でどんどん進めていっていただきたいと思っています。

そしてもう一つ、マスコミによりますと、新幹線開業により、福井駅と敦賀駅に下車するお客様が格段に増えているとのことで、福井駅からの誘客はやはり必要ではないでしょうか。福井駅から定額タクシーというのはいろいろな面で難しいとは思いますが、以前新幹線開業前ではありましたが、福井駅からラッピングバスを走らせたことがありました。このルートを敦賀からの直行バスのように、予

約制のワゴン車やマイクロバスなどを走らせることも再度検討していただきたいと思ひます。

近年、旅行の形態が観光バスから個人旅行に変化しているということを耳にしています。このようにその都度変化する観光客のニーズに答えるために、いろんな取組みで越前町への誘客を進めていただきたいと思ひます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

人にやさしい越前町を、喫煙者にもやさしい越前町をめざして。

福井県の喫煙率は令和4年国民健康・栄養調査によりますと、現在習慣的に喫煙している人の割合は12.8%であり、男性では21.7%、女性では5.5%です。この10年間で見ますと、いずれも減少しています。今の時代に逆行している質問だということは十分に分かっていますが、越前町の喫煙者の1人として質問いたします。

それでは、まず越前町の観光施設の喫煙所の状況について伺ひます。

○議長（佐々木一郎君） 産業理事。

○産業理事（水島博之君） 町内観光施設の喫煙場所については、平成30年度に施行された健康増進法の一部を改正する法律に基づき対応しています。

施設の種類ごとに申し上げますと、文化交流会館を含む越前陶芸村などの公園施設及びプラントピアなどの博物館は全面禁煙としており、泰澄の杜ならびにオタイコ・ヒルズのような宿泊施設は喫煙所を設けています。ただし、悠久ロマンの杜の茅葺き宿とコテージについては、一棟貸しであることから禁煙としています。また、その他の施設として温泉施設については敷地内禁煙、道の駅は道の駅越前には喫煙所を設けていますが、パークイン丹生ヶ丘は禁煙としています。

○議長（佐々木一郎君） 藤野菊信君。

○8番（藤野菊信君） パークイン丹生ヶ丘や越前陶芸村の文化交流会館は以前には灰皿が置いてありましたが、今はなくなっています。どうしてでしょうか。

○議長（佐々木一郎君） 産業理事。

○産業理事（水島博之君） パークイン丹生ヶ丘につきましては、令和2年度から3年度にかけて設置した灰皿に大量に投棄された吸い殻が原因でぼやが3件発生しており、また設置場所もトイレの動線上であったことから、たばこを吸わないお客様に配慮し、令和4年度のリニューアルに併せて撤去しています。

文化交流会館につきましては、越前陶芸村と同一敷地内であることから、県の対応と同様に法律の施行後、禁煙とし、灰皿を撤去しています。

以上でございます。

○議長（佐々木一郎君） 藤野菊信君。

○8番（藤野菊信君） 公園敷地内禁煙、全施設禁煙についてですが、例えば宮崎地区の越前陶芸まつりに行きます。宮崎の村田製作所の駐車場に車を止めてシャトルバスで祭り会場に向かいます。食事も兼ねて2時間見て回ります。携帯用の灰皿を持って駐車場の隅でタバコを吸おうとしても、駐車場も敷地内なのでたばこは駄目ですと言われます。もう行かんとなりませう。

今年の議員研修や視察で町外にも行きました。研修や視察場所には喫煙所がありました。県の自治会館、サンドーム福井、南越前町役場、福井県立大学の学生食堂にも外には喫煙所がありました。今年10月に嶺北町村議会の議員研修が越前町で行われました。越前陶芸村「おもいでな」の直売所などを回り、午後1時30分から午後7時30分までの間に喫煙場所は1か所もありませんでした。町外の議員さん方もさぞかし困ったことと思ひます。あまりにも観光施設に喫煙所や

灰皿がないと、観光客のたばこのポイ捨てが増えてしまうのではと心配しますが、どう思われますか。

また、越前町の町税で市町村たばこ税があります。毎年の決算書で過去7年間のたばこ税は毎年1億円以上の税金を越前町内の喫煙者から頂いています。ふるさと納税であれば、1億円を納税していただくと納税者に3割の3,000万円を返還して渡しています。青柳町長、女性や子どもたちからは迷惑にならないように、たばこを吸います。また健康に注意しながらたばこを吸いますので、公園の一番隅っこか会館の外の端っこで構いませんので、灰皿を置くことはできないのでしょうか。

町長のご所見を伺います。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

○町長（青柳良彦君） それではお答えいたします。

健康増進法の一部を改正する法律は望まない受動喫煙の防止を図るため、多くの方が利用する施設等についてその類型に応じ、喫煙を制限するものです。この法律の施行により、行政機関が設置する施設については原則敷地内禁煙となり、喫煙所を設置する場合には、屋外で受動喫煙を防止するための措置が取られた特定屋外喫煙所が必要となります。

議員ご指摘のとおり、観光地においては、観光客の回遊性が重要であり、喫煙所のない施設では喫煙者の満足度の低下、滞在時間の短縮、吸い殻のポイ捨ての増加など、悪影響も懸念されるところです。しかしながら、町としましては、法律の趣旨にのっとり、施設利用者の健康を最優先に考慮すべきであり、施設の防火の面からも新たな設置は考えておりません。

喫煙をされている皆様から、貴重な市町村たばこ税を頂いているところではありますが、たばこを吸う人も吸わない人もそれぞれがお互いの立場を尊重し、気持ちよく過ごせる環境の保全に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 藤野菊信君。

○8番（藤野菊信君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

町長のお立場も理解いたしました。その上で、再度町長にご提案をさせていただきたいと思えます。答弁はいただきませんので。

道の駅は、観光情報の提供や地元の特産品や農産物などの販売、そして飲食スペースなど、地域の活性化に寄与するものとして全国各地に整備されています。また、もう一つ、大きな役割が長距離を移動するドライバーや旅行者が気軽に立ち寄り、トイレや駐車場を提供し、心身ともにリフレッシュできる場所としての役割があります。県内の道の駅の喫煙所の設置状況を調べたところ、ほとんどの道の駅には喫煙所があるようです。道の駅パークイン丹生ヶ丘は今年の国道417号線、冠山峠道路の全線開通以降、中京方面からのお客様の利用が大変増えていると思えます。長旅の疲れを癒やすための道の駅だけでもぜひご検討いただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

(午前11時29分終了)